

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和4年6月28日

7/4

申請者 フリガナ 氏名又は名称 メイハンセツビコウギョウカブシキガイシャ
名阪設備工業株式会社

住所 三重県伊賀市久米町684番地
代表者氏名 荒堀 太志

電話番号 0595-21-3857
FAX番号 0595-21-6240
メールアドレス meihans-yo@msk-k.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4年 6月 28日

三重県伊賀市久米町684番地
名阪設備工業株式会社
代表取締役 荒堀太志

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	メイハンセツ ピコウギョウカブシキガイシャ 名阪設備工業株式会社		
住 所	三重県伊賀市久米町684番地		
フリガナ 代表者の氏名	アラホリ フトシ 荒堀 太志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名 役員の氏名	代表取締役 荒堀 弘 取締役 中村 隆美	代表取締役 荒堀 太志 取締役 荒堀 太志	令和4年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 6月 28日

申請者

氏名又は名称

三重県伊賀市久米町684番地

住 所

名阪設備工業株式会社

代表者 氏名

代表取締役 荒堀太志

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

三重県伊賀市久米町 684 番地
名阪設備工業株式会社

会社法人等番号	1900-01-008721	
商 号	名阪設備工業株式会社	
本 店	<u>三重県上野市久米町 684 番地</u>	昭和 52 年 7 月 5 日移転
	<u>三重県伊賀市久米町 684 番地</u>	平成 16 年 11 月 1 日変更
		平成 16 年 11 月 1 日修正
公告をする方法	名古屋市に於て発行する中日新聞に掲載する	
会社成立の年月日	昭和 46 年 1 月 13 日	
目的	1. 給排水衛生設備工事 2. 冷暖房給湯設備工事 3. 消火栓上下水道工事 4. 簡易水道布設工事 5. 汚水浄化槽設備工事 6. 水道施設工事 7. 土木一式工事 8. 前各号の工事設計施行 9. 前各号の工事材料の販売並びに工事に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	2 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 万 500 株	
資本金の額	金 2000 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならぬ。 平成 26 年 7 月 10 日変更 平成 26 年 7 月 10 日登記	

三重県伊賀市久米町 684 番地
名阪設備工業株式会社

役員に関する事項	取締役	荒 堀 弘	平成 17 年 10 月 30 日 重任
	取締役	荒 堀 弘	平成 18 年 2 月 9 日 登記
	取締役	荒 堀 弘	平成 27 年 10 月 31 日 重任
	取締役	荒 堀 太 志	令和 3 年 4 月 8 日 登記
	取締役	荒 堀 太 志	平成 24 年 7 月 20 日 就任
	取締役	荒 堀 太 志	平成 24 年 7 月 23 日 登記
	取締役	荒 堀 太 志	平成 27 年 10 月 31 日 重任
	取締役	荒 堀 太 志	令和 3 年 4 月 8 日 登記
	三重県伊賀市上野田端町 1085 番地 7 代表取締役	荒 堀 弘	平成 17 年 10 月 30 日 重任
	三重県伊賀市ゆめが丘三丁目 8-6 代表取締役	荒 堀 弘	平成 18 年 2 月 9 日 登記
	三重県伊賀市ゆめが丘三丁目 8 番地 6 代表取締役	荒 堀 弘	平成 19 年 8 月 17 日 住所 移転
			平成 19 年 8 月 30 日 登記
			平成 27 年 10 月 31 日 重任
			令和 3 年 4 月 8 日 登記
			令和 4 年 6 月 14 日 辞任
			令和 4 年 6 月 14 日 登記
	三重県伊賀市上野田端町 1085 番地 7 代表取締役	荒 堀 太 志	令和 4 年 6 月 14 日 就任
			令和 4 年 6 月 14 日 登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により		平成 16 年 8 月 3 日 移記



三重県伊賀市久米町 684 番地
名阪設備工業株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(津地方法務局管轄)

令和 4年 6月24日

津地方法務局伊賀支局

登記官

樺 原

宏



(商号)

名阪設備工業株式公社 定款



昭和 年 月 日 公 証 人 認 証

東京 法令書式センター 大阪
03 (920) 7310 (代) 06 (358) 2926

定 款



印 紙

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、名古屋設備工業株式会社と称する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 排水衛生設備工事
- ② 冷暖房浴湯設備工事
- ③ 消火栓上下水道工事
- ④ 簡易水道施設工事
- ⑤ 過濾淨化槽設備工事

前各号の工事設計施行

前各号の工事材料の販売並びに工事に附屬する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を上野市に置く。

に置く

第 4 条 (公 告 の 方 法)

当会社の公告は、名古屋市に於て発行する中日新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行する株式の総数及び株主の新株引受権)

当会社の発行する株式の総数は 10,000 株とし、その株式

はすべて額面株式とする。

2. 当会社の株主は、新株について引受権を有する。

第6条 (額面株式1株の金額)

当会社の発行する額面株式1株の金額は、金 400 円とする。

第7条 (株券)

当会社の株券はすべて記名式とし、1株券、10株券、100株券及び500株券の四種とする。

第8条 (株券不所持の申出)

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申出する場合には株券の添附を要しない。

第9条 (株式譲渡の制限)

当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならぬ。

第10条 (名義書換)

当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の事由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

第11条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第12条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、請求書に署名又は記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。
- 3 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行又は返還を請求するには、
この旨の請求書を提出しなければならない。

第13条 (手数料)

前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第14条 (株主名簿の閉鎖)

当会社は、毎決算期の翌日から定期株主総会の終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を二週間前に公告するものとする。

第15条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若くは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

第16条 (株主総会の招集)

当会社の定期株主総会は毎決算期の翌日から二ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

第17条 (議長)

株主総会の議長は社長がこれに當る。

社長に事故あるときは、他の取締役がこれに當り、取締役の全員に事故があるときは出席株主中から選任された者がこれに代る。

第18条 (決議)

株主総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

ただし、法令の定めによるべき場合はこの限りでない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

第19条 (取締役及び監査役の員数)

当会社の取締役は3名以上 ~~2~~ 名以内、監査役は1名以上 ~~3~~ 名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

ただし、発行済株式総数の4分の1以上に当る株式を有する株主の請求があったときはこの限りでない。

第21条 (取締役及び監査役の任期)

取締役の任期は2年、監査役の任期は1年とする。

ただし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了前に終結するときは、その終結により任期は満了するものとし、任期中の最終決算期に関する定時株主総会が任期満了後に終結するときは、その終結のときはで任期を伸長する。

2 補欠又は増員により選任された取締役又は監査役の任期は、他の取締役又は監査役の任期の残存期間と同一とする。

第22条 (役員の欠員)

取締役又は監査役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期し又は行なわなくてもよい。

第23条 (取締役会の招集)

取締役会は、代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の3日前に発するものとする。

2 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開

ぐことができる。



第24条 (代表取締役)

当会社を代表すべき取締役又はその共同代表の定めは、取締役会の決議によりこれを定める。

2 代表取締役の中1名は社長とする。

第25条 (業務執行)

当会社には社長1名のほか、専務取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選任する。

2 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役は社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

3 社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、専務取締役又は常務取締役が社長の職務を代行する。

第5章 計算

第26条 (営業年度)

当会社の営業年度は年1期とし、毎年 /月 /日から翌年 /月
31日までとする。

第27条 (利益金の処分)

毎決算期の純利益金に前期繰越金を加えたものをもって未処分利益金とし、これを次の通り処分するものとする。

1. 法定利益準備金 金銭による利益配当額の100分の10以上
1. 別途積立金 若干
1. 株主配当金 若干
1. 役員賞与金 若干
1. 後期繰越金 若干

第28条 (利益配当)

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

第6章 附則

第29条 (設立に際して発行する株式)

当会社の設立に際して発行する株式の総数は 2500 株とし、すべて額面株式とする。

第30条 (設立に際しての株式発行価額)

当会社の設立に際しての株式発行価額は、1株金 500 円とする。

第31条 (最初の営業年度)

当会社の第1期営業年度は、当会社設立の日から昭和 46 年 12 月 31 日までとする。

第32条 (最初の取締役の任期)

当会社の最初の取締役の任期は、1年とする。

ただし、任期の短縮及び任期の伸長については、第21条第1項ただし書きを準用する。

第33条 (発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式数並びに引受価額)

発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式数並びに引受価額は、次の通りである。

引受株式数	引受価額	住所・氏名
額面株式 800 株	金 800,000 円	住所 三重県上野市久米町 337番地 氏名 松井 久吉
額面株式 500 株	金 500,000 円	住所 三重県上野市久米町 666番地 氏名 辻 健次郎
額面株式 200 株	金 200,000 円	住所 三重県上野市蓮池 169番地 氏名 池永 義郎
額面株式 200 株	金 200,000 円	住所 三重県上野市東町 182番地 氏名 青木 厳男

額面株式200 株 金200,000 円

住所 三重県上野市上神戸5108番地

氏名 野崎幸一郎

額面株式200 株 金200,000 円

住所 三重県上野市平野馬場先2929番地の4

氏名 南 つじ江

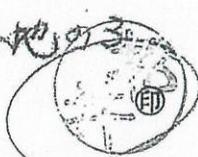
額面株式200 株 金200,000 円

住所 三重県上野市久米町331番地の3

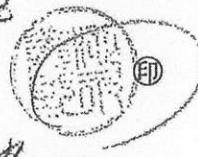
氏名 松井和男

以上 名阪設備工業株式会社 設立のためこの定款を作成し、
発起人は次に記名押印する。

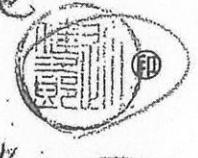
昭和26年1月6日

住所 三重県上野市久米町331番地の3


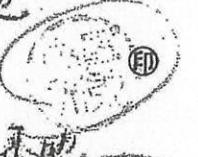
氏名 松井久吉

住所 三重県上野市蓮池168番地


氏名 池永義助

住所 三重県上野市久米町666番地


氏名 辻健次郎

住所 三重県上野市東町1229番地


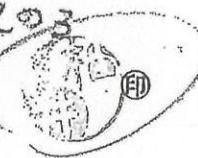
氏名 青木辰男

住所 三重県上野市上神戸5108番地


氏名 野崎幸一郎

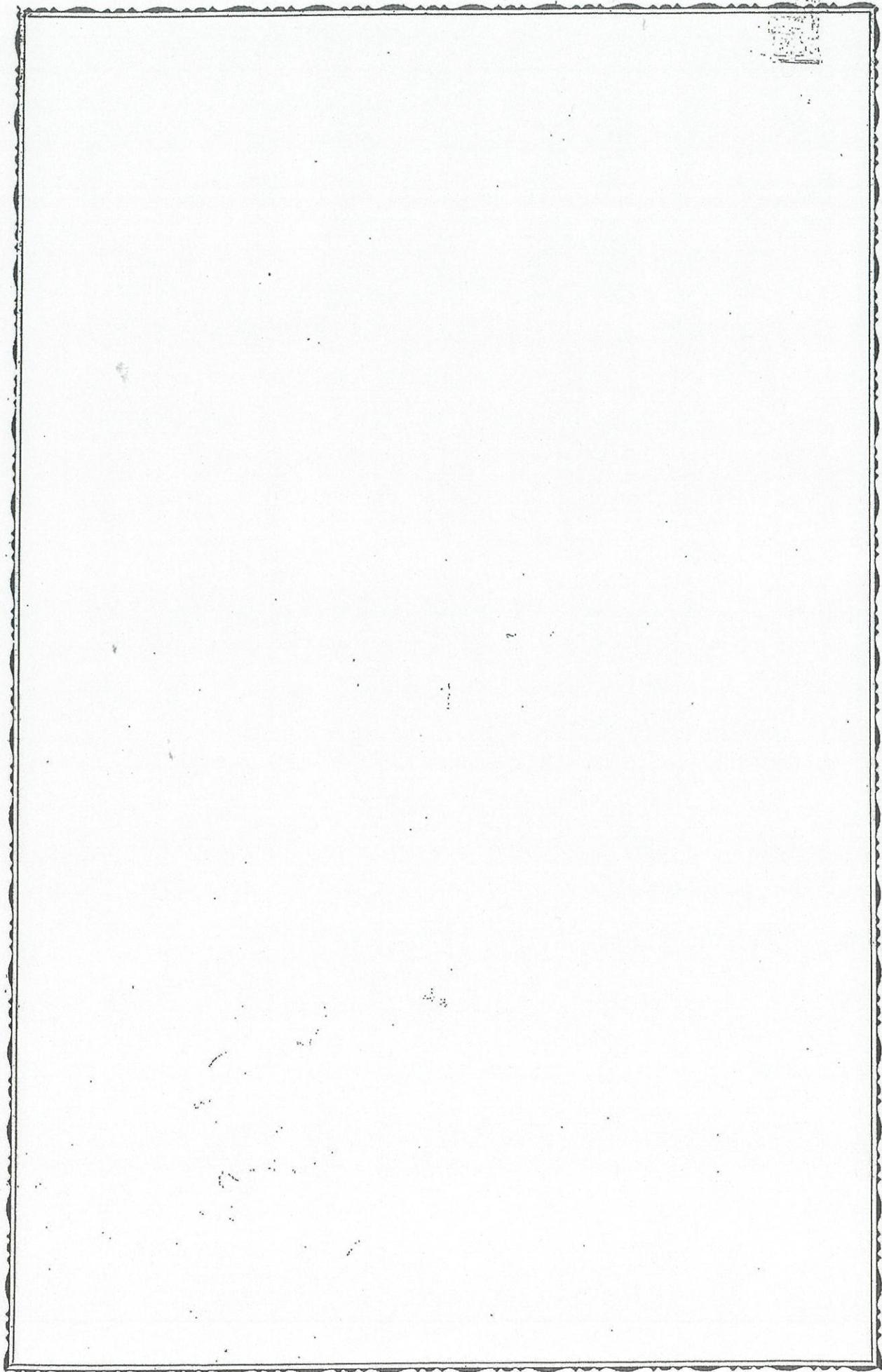
住所 三重県上野市平野馬場先2929番地の4


氏名 南 つじ江

住所 三重県上野市久米町331番地の3


氏名 松井和男

公證人



認証昭和四十六年度第 八号嘱託人

である本定款の記名者全員の代理人

神戸きよ子は当公証人の面前で嘱託

人全員が本定款に 起人として

為した各記名捺印を自認する旨陳述した

仍て本定款を認証する――

但し第参条 中抹消參字 第六条中加入四字

抹消參字 第四十六条 中抹消式字, 第參拾

条中加入四字, 抹消參字, あるを認む。――

昭和四十六年九月九日本職役場に於て

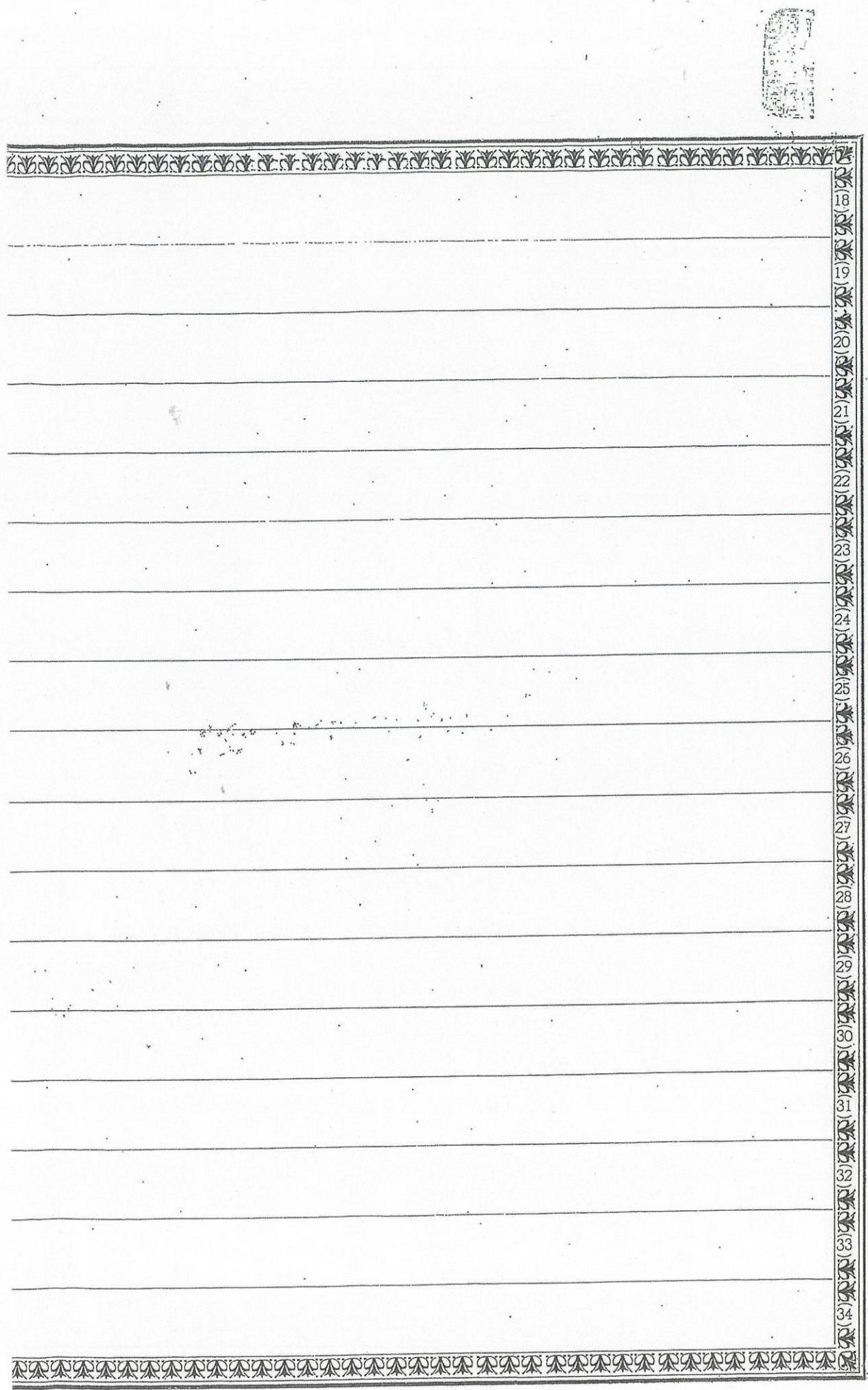
三重県津市丸之内泉町津式〇八参番地の参式

津地方法務局所属

公証人

小島与三郎





嘱託人 松井久吉 外六名 は
此謄本を提出して署名捺印のみを請求し
たので当公証人は当役場で保存している
認証昭和四拾六年度第 弐 号の
定款と対照して其の相違ないことを認め
公証人法第六拾弐条の六同第五拾五条壱
項の規定に基いて下に署名捺印をする一

昭和四拾六 年 九月 九 日本職役場に於て
三重県津市丸之内泉町津式六拾弐番地の四
三重県津市丸之内泉町津式六拾弐番地の四

津地方法務局所属

公証人

小島久吉



この写しは原本と相違ないことを証明します。

令和4年6月28日

三重県伊賀市久米町684番地
名阪設備工業株式会社

代表取締役 荒堀太志

